

川越市次世代育成支援対策地域協議会からの意見及び回答(平成26年7月14日)

資料 7

基本目標4:仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4-(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

No.	事業名	所管課	地域協議会からの意見	所管課の回答・意見
1	ワークライフバランスの推進・啓発	雇用支援課 男女共同参画課 こども政策課 職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわごえ子育てプランでは、啓発だけで終わってしまい、中身の部分まで踏み込んでいない。独自の表彰など何か次の手を打たないといけない。</li> <li>・国全体として社会を変えていかないと、市だけでやっても限界がある。</li> <li>・厳しい状況を根本的に変えるのは難しいが、インパクトを与えていくべきである。</li> <li>・新しい計画は目標がセミナー年1回になっているが、具体的にどうしていくのか。</li> </ul>	<p>ワークライフバランスの推進については、市民・事業者への周知・啓発が大切と考えており、セミナーの開催にあたって、従業員50人以上の事業所に直接案内を通知したほか、一般の興味のある方に対しても参加いただくため広報誌に掲載するなどして参加を募りましたが、参加者が少ない状況にありました。</p> <p>このため、セミナーの開催は1回としますが、今後は埼玉県が実施している『多様な働き方実践企業認定制度』等の周知を図り、市内認定企業の増加に努めるとともに、労働法ハンドブックや労働法セミナーなどによる啓発を図ってまいりたいと思っております。</p> <p>また、仕事と家庭の両立を図るための「行動計画」を策定し、その行動計画の目標を達成する等一定の要件を満たした事業主(くみんマーク取得企業等)の取り組みなどを、市HP等で公表し、他の企業の参考になるよう努めてまいります。</p>

4-(2)仕事と子育ての両立の推進

No.	事業名	所管課	地域協議会からの意見	所管課の回答・意見
2	学童保育事業	教育財務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい計画では、事業内容が「かわごえ子育てプラン」と同じ記載になっているが、具体的にどうしていくのか。</li> <li>・他市において、放課後児童クラブや放課後子どもクラブ等で特色ある取組などを把握しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい計画は、平成26年度で計画期間が終了する「かわごえ子育てプラン」の内容を含んだものとして策定されるもので、学童保育において待機児童が発生しないよう、また、安全・安心な保育環境となるよう様々な取組に努めてまいります。</li> <li>・他市における学童保育(放課後児童クラブ)については、国や県からの情報提供もあり、ある程度把握はしていますが、放課後子ども教室に関する取組については、あまり把握していないのが現状であり、今後、情報の収集に努めてまいります。</li> </ul>

基本目標5:子育てを地域で支える仕組みづくりの推進

5-(2)保育サービスの充実

No.	事業名	所管課	地域協議会からの意見	所管課の回答・意見
4	土曜保育事業	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい計画に掲載予定となっているが、「土曜日の保育を平日と同様に行う」との記載がなくなったが、どのようにするつもりなのか。</li> </ul>	<p>子ども・子育て支援事業計画を作成するために実施した、就学前児童がいる家庭の保護者を対象としたニーズ調査の結果、土曜日保育を定期的にご利用したいとの希望者の割合が8.8%であったことから、土曜日の一日保育実施の拡大については、利用状況を把握したうえで対応していきます。</p>
5	産休明け保育事業	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい計画に掲載予定となっているが、「公立保育所において～」との記載がなくなったが、どのようにするつもりなのか。</li> <li>・実施園の候補を上げたようであるが、候補地と課題は何だったのか。</li> </ul>	<p>産休明け保育の実施については、民間保育園の施設設備に向けた支援を積極的に行いながら、低年齢児枠の拡大を図っていきます。</p>

5-(5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	所管課	地域協議会からの意見	所管課の回答・意見
4	子育てサークルへの施設提供	中央公民館	・10人に満たないサークルは公民館で登録できず一般貸出になってしまう。市民の集う場を考えないといけないが、市民の自主的な活動をどう支援していくのか。	公民館の登録グループになるためには、サークルの活動が公民館の目的に沿った社会教育推進のため、公民館と同様な社会教育事業を行う必要があります。また、会員が10人に満たない場合は、公民館内に募集のポスター・チラシを掲示するなどの支援を行っております。

基本目標6: 要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6-(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	所管課	地域協議会からの意見	所管課の回答・意見
		こども安全課	・報道されているような所在不明児童について市は把握しているのか。	市は所在不明児童について把握し、確認に努めております。居住実態が把握できない児童については、現在国が全国調査を実施しており、本市にも協力依頼がありました。調査の結果、居住実態が把握できない児童の存在が明らかになりましたので、今後、状況確認を行います。